

法改正に伴うガス検知器のご提案

2015年4月1日～ フロン法改正

2002年4月1日
フロン回収・破壊法施行



2015年4月1日
フロン排出抑制法施行

【対象者】フロン回収業者および破壊業者
【内容】対象機器を破壊する際にフロンを大気放出せず、確実に回収・破壊をする事。

【対象者】フロンに関わる**全業者（所有者、管理者）**
【内容】業務用冷凍冷蔵機器や、空調機器の所有者および管理責任を負う者に、定期点検を義務付ける。

対象機器：**7.5kW**以上の冷凍冷蔵機器や空調機器（第一種類特定製品）
日常的な**簡易点検**や有資格者による**定期点検**及び点検記録が必要となります。

フロン類の
みだり放出の禁止

- 冷媒フロン類をみだりに大気中に放出することは禁止
- 違反した場合、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金の対象

【第一種類特定製品】



フロンガス漏洩検知用 XP-704Ⅲ ご紹介



用途

- メーカー、整備点検業者様 定期点検時のフロンガス**配管漏洩確認**
- 設置事業者、管理者様 日常点検時のフロンガス**配管漏洩確認**

特長

- 作業着胸ポケットに収まるコンパクトボディ
- ほぼ全ての冷媒に対応（R-22、R-407C、HFO-1234yf 等）
- 微量なガスの検知が可能（5ppm～検知）
- わかりやすいLCD画面搭載
- 全国17拠点での安心迅速なメンテナンス対応
- 性能保証・ISO関連書類対応



2016年6月1日～

労働安全衛生法改正により、リスクアセスメントが義務化されました。

これまでは

作業環境測定（2回/年）

- ・一定以上の量を取り扱う事業所
- ・トルエン、キシレン、酢酸エチルなど**116物質**に限定
（有機溶剤中毒予防規則、特定化学物質障害予防規則の対象物質）



リスクアセスメント義務化対象物質

- ・SDS交付義務の**640物質**に拡大。
- ・製造、使用、運搬等、**取扱量の多少を問わず、すべての事業所に適用**

VOCリアルタイムモニタ XP-3120-Vのご紹介



用途

- 作業場における化学物質の**日常傾向管理**
- 作業場内での化学物質の**高濃度箇所の特定**

特長

- ボタンのみの**簡単操作**
- 化学物質の濃度変化を**リアルタイム**に把握
- 新開発センサ搭載で**長期安定測定**
- ロギング機能によるPC管理可能（オプション）
- 本質安全防爆構造により**防爆エリアへの持込み可能**
- イニシャル・ランニング**共に低コスト化を実現

検知範囲：Lレンジ0～100ppm
Hレンジ0～1000ppm
対象ガス：VOC（揮発性有機化合物）
校正ガス：トルエン
検知可能ガス：50種類以上
※詳細はお問い合わせ下さい

測定器の総合商社
SP 株式会社 佐藤商事
SATO SHOUJI INC.

〒211-0063 川崎市中原区小杉町 1-403 武蔵小杉タワープレイス 5階

☎044-738-0622

FAX：044-738-0623

ホームページ：http://www.ureruzo.com/